

小型電子・電気機器 回収ボックスご利用の皆様へ (回収品目変更のお知らせ)

小型電子・電気機器には有用な希少金属（レアメタル）が多く含まれており、資源の保護とリサイクルの推進のため、町では平成 23 年 4 月から 3 施設（役場・札内支所・忠類総合支所）で 28 品目を対象に回収及び処理を行ってまいりましたが、リサイクルに要する費用が年々増加し、令和 3 年度から処理業者に対する処理費用が新たに発生することとなりました。

このため、国が指定する特定対象品目の 16 品目 に限り、処理に要する費用を町が負担し、**無料で回収**することとしました。

回収品目の変更にご理解とご協力をお願いいたします。

【令和 3 年 4 月 1 日からの対象品目】



注意！

電子レンジ、炊飯器、掃除機、扇風機、除湿・加湿器、空気清浄器、プリンター、アイロン、照明器具などは令和 3 年 4 月 1 日より**対象外**となります。

燃えないごみか大型ごみで出してください。

※ 45 cm × 33 cm の投入口に入る対象品目に限ります。

※ バッテリーや電池は必ずはずしてください。(火災の原因になります。)

ご不明な点はお問い合わせください。

住民福祉部防災環境課地域環境係
電話 0155-54-6601
忠類総合支所地域振興課住民生活係
電話 01558-8-2111